

(1) 都市計画区域内道路事業の施行に関する県道路維持課との協議について

〔昭和62年5月28日 第93号〕
市町村区画整理担当課長あて
岐阜県土木部都市計画課長通知

このことについて、土地区画整理事業施行区域内に県管理予定道路が含まれる場合において、「都市計画区域内道路事業の施行に関しての申合せ」(昭和54年3月9日)により、県道路維持課に協議し、県管理予定道路としての確認を受けることとなっておりますので、今後施行する土地区画整理事業において県管理予定道路が含まれる場合には、別紙(様式1)により事業着手前において協議されるようお願いいたします。

なお、現在施行中の土地区画整理事業において未協議の県管理予定道路がある場合には、速やかに協議されるようお願いいたします。

(注) 県の組織変更により、申請先が変わることがありますので、その都度確認願います。

(様式1)

市町第 号
平成 年 月 日岐阜県土木部道路維持課長 殿
(経由 建設事務所)

市町長

都市計画区域内(土地区画整理事業区域内)
の県管理予定道路の施行について

このことについて、「都市計画区域内道路事業の施行に関するの申合せ(昭和54年3月9日)により、都市計画事業 土地区画整理事業において施行する都市計画道路 ~ 線について協議します。

記

1. 土地区画整理事業の名称:
2. 土地区画整理事業の施行主体名:
3. 県管理予定道路
名称: 都市計画道路 . . .
区間: 市町 地内 ~ 市町 地内
延長: $L =$ m 幅員: $W =$ m 面積: $A =$ m²
施行年度(予定): 平成 年度 ~ 平成 年度
4. 建設事務所との打合せの経緯
5. 添付図面: (1) 位置図
(2) 区域図
(3) 設計図
(4) 標準横断図
(5) 重要構造物図、その他()

協議書類作成上の注意事項

1. 協議書は3部作成する。
(道路維持課分、建設事務所控え、都市整備課控え)
2. 協議書は所管建設事務所を経由すること。
3. 県管理予定道路の県道名(予定)が明らかな場所には()書きにて県道名を記入する。
4. 位置図には区画整理施行区域と協議路線を明示する。
5. 設計図(施行図)には協議路線を赤色にて明示する。
6. 橋梁等重要構造物がある場合には、一般図等を添付する